

4. 業務のご紹介

- 1. JBICのスキーム 72
- 2. 近年の特徴的な支援体制 83
- 3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制 86

1. JBICのスキーム

輸出金融

日本企業や日系現地法人等の機械・設備や技術等の輸出・販売を対象とした融資で、外国の輸入者（買主）または外国の金融機関等向けに供与しています。とりわけ船舶や発電設備等をはじめとするプラントには、多くの高度な技術が導入されており、その輸出は日本の産業の高度化にも貢献しています。また、日本国内の造船業界やプラント業界は、部品製造に携わる中堅・中小企業等関連企業の裾野も広く、輸出金融による支援はこうした国内企業への波及効果も期待されます。なお、特定分野^(注)については先進国向け輸出の場合にも適用可能です。

融資条件については、OECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定します。原則として、融資金額は輸出契

約金額、技術提供契約金額の範囲内で、頭金部分を除いた金額です。ローカル・コストは、OECD公的輸出信用アレンジメントで定める範囲内で融資対象に含めることも可能です。

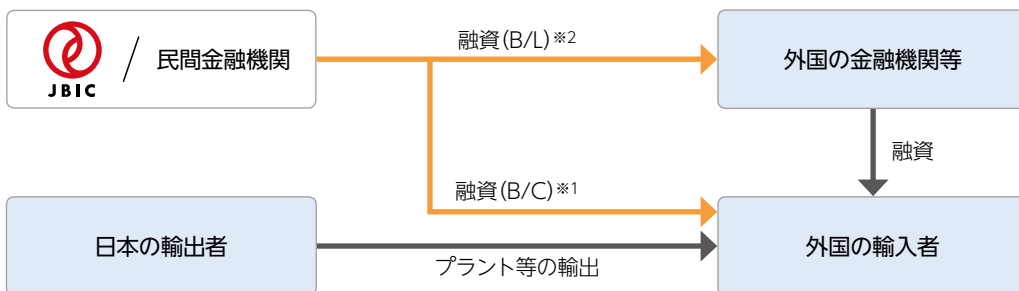
(注) 先進国向け支援の対象分野 (2020年8月末時点)

[インフラ輸出案件]

鉄道(都市間高速、都市内)、道路、空港・港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー発電、原子力発電、水素、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、蓄電、高度情報通信ネットワークの整備、動植物由来の化学製品製造、廃棄物焼却・発電、スマートグリッド

[その他輸出案件]

船舶、人工衛星、航空機、陽子線等を用いる医療機器



※ 1 : 外国の輸入者に対する融資(バイヤーズ・クレジット(B/C))

※ 2 : 外国の金融機関等に対する融資(バンクローン(B/L))

日本の造船所が建造するコンテナ船輸出を支援



融資対象船舶とほぼ同サイズのコンテナ船

JBICは、台湾法人Wan Hai Lines Ltd. (WHL) グループのシンガポール法人Wan Hai Lines (Singapore) Pte Ltdとの間で、船舶輸出バイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結しました。WHLグループは、コンテナ船の保有・運航を専門とする台湾の大手コンテナ船社グループです。本融資は、WHLグループが日本の造船会社であるジャパン

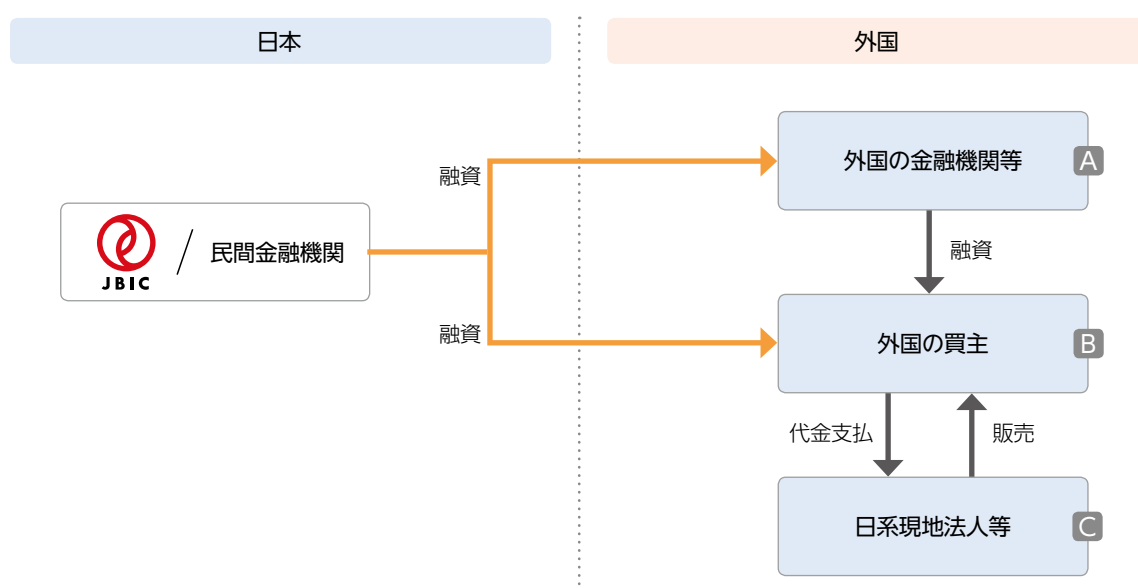
マリンユナイテッド(株)により建造される3,036TEU型のコンテナ船8隻を購入する資金に充てられます。

本融資は、中堅・中小企業を含む関連産業と共に、地域経済において大きな役割を果たしている日本の造船所が建造する船舶の輸出を金融面から支援し、日本の造船業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)は、日系現地法人等により海外で生産される設備や技術の輸出・販売に必要な資金を外国の買主に対して直接融資するものです。

ローカル・バイクレは、日系現地法人等が生産・販売する財・サービスを購入する買主(バイヤー)に対する融資を通じて、日本企業の海外拠点の取引を支援することを目的としたものです。なお、外国の金融機関等を経由した融資も可能です。



A、B、Cの所在国が異なる場合もローカル・バイクレの適用が可能。

日系企業によるインド向け製鉄関連設備の輸出を支援

JBIICは、インド法人JSW Steel Limited(JSW Steel)との間で、ローカル・バイヤーズ・クレジットの個別貸付契約を締結しました。JSW Steelは、JFEスチール(株)が15%出資参画するインドの民間大手製鉄会社です。本件は、JSW Steelが実施するインド南西部カルナタカ州のヴィジャヤナガル製鉄所の拡張事業に関し、JSW Steelが三菱重工業(株)他との合併会社である英国法人Primetals Technologies Ltd.の海外子会社よ

り、粗鋼の加工に用いる線材圧延設備一式を購入するための資金を融資するものです。

インドでは、中長期的にインフラ分野を中心に鉄鋼需要の拡大が見込まれており、日本の高品質な製鉄設備に対して高い関心が寄せられています。本件は、日本企業の海外法人製の機械・設備等の輸出・販売拡大を支援するものです。

輸入金融

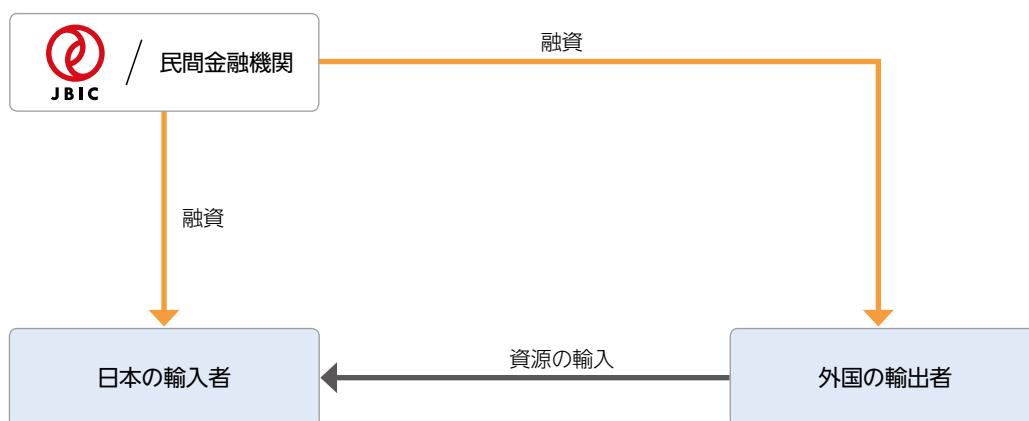
日本企業による資源等、重要物資の輸入に対する融資で、日本の輸入者に対するもの、外国の輸出者に対するものがあります。天然資源に乏しい日本にとって、資源を長期安定的に確保することは経済活動の大切な基盤の一つであり、輸入金融は石油・天然ガス(LNG)・石炭といったエネルギー資源や鉄鉱石・銅・レアメタルといった鉱物資源等の輸入のために用いられています。

なお、資源以外でも航空機等、国民経済の健全な発展

のために真に必要な製品の輸入については、保証機能を活用することにより支援しています(P78参照)。

融資対象輸入品目(資源)

石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、燐鉱石、蛍石、バイオマスに由来する燃料、水素、塩、木材、木材チップ、パルプ等。



投資金融

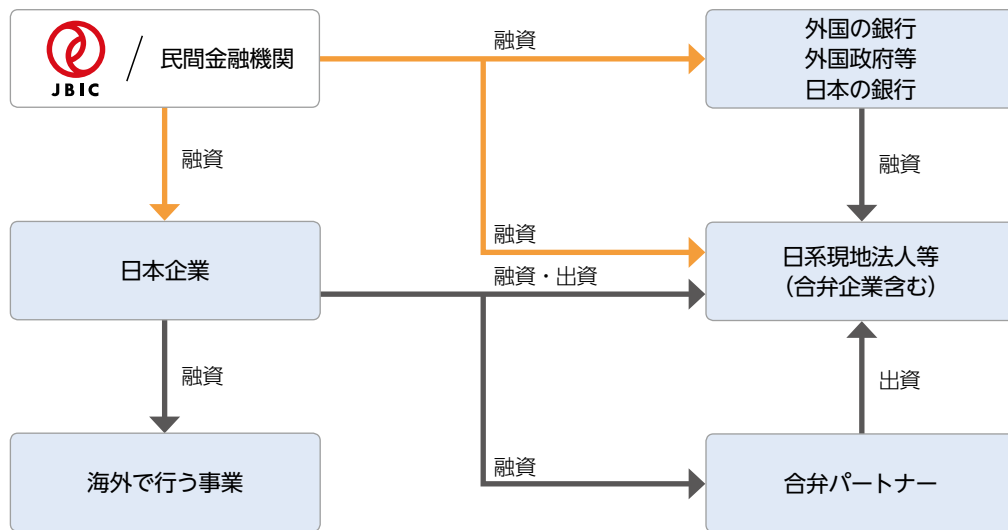
日本企業の海外投資事業に対する融資で、日本企業（投資者）に対するもの、日系現地法人（合併企業含む）またはこれに貸付・出資を行う外国の銀行・政府等に対するものがあります。

日本の国内企業向け融資については、中堅・中小企業向けの場合のほか、日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進のために行う案件ならびにM&A等への支援を目的とした案件（これらは大企業向けを含む）が対象となります^(注1)。また、中堅・中小企業を含む日本企業による海外事業展開支援のためのツー・ステップ・ローン(TSL)や、国内企業によるM&A等への支援を目的としたTSLも可能です。併せて、JBICが長期資金の融資を行うまでの「つなぎ資金」が必要な場合については、海外で事業を行うための短期資金の供与も可能

です。また、重要な資源の開発・取得に関する投資事業のほか、特定分野^(注2)については先進国での投資事業に対する融資も可能です^(注3)。

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業を
(注3) 支援するため、2021年6月30日までの時限措置として、①日本企業（中堅・中小企業を含む）の先進国事業に対する貸付け・保証、および②国内企業を通じた海外事業に対する貸付けが可能となりました（P83参照）。

(注2) 先進国向け投資金融の支援対象分野（2020年8月末時点）
鉄道（都市間高速、都市内）、道路、空港・港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー発電、原子力発電、水素、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵（CCS）、高効率ガス発電、スマートグリッド、蓄電、高度情報通信ネットワーク整備、船舶の製造・運用等、人工衛星の打上げ・運用等、航空機の整備・販売等、陽子線等を用いる医療事業、動植物由来の化学製品製造、廃棄物焼却・発電、M&A等支援



日本のエネルギー資源の安定確保に貢献



提供：PAO NOVATEK（天然ガス液化設備の完成予想図）

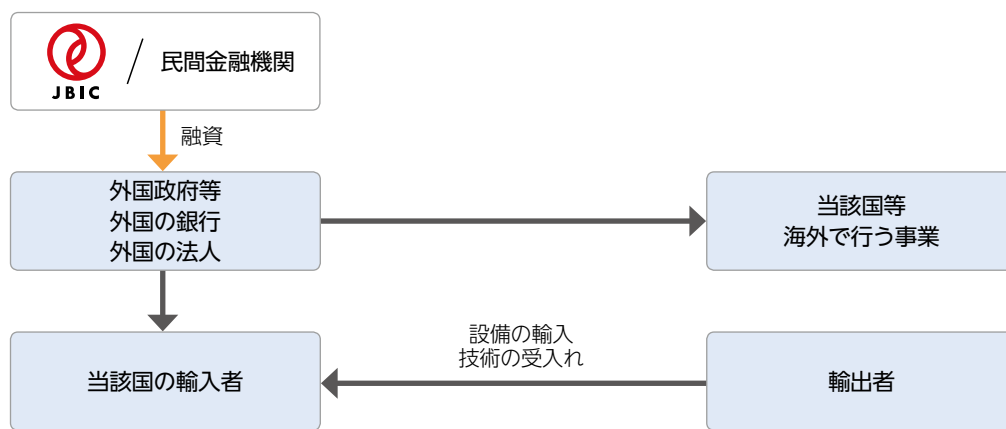
JBICは、オランダ法人Japan Arctic LNG B.V. (J-ARC)との間で、貸付契約を締結しました。本件は、三井物産（株）が、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構と共に設立したJ-ARCを通じ、ロシア法人PAO NOVATEKより、ロシア法人Arctic LNG 2 LLC（アークティックLNG2）の出資持分10%を取得する資金の一部を、J-ARCに対して融資するも

のです。アークティックLNG2は、ロシアのヤマロ・ネネツ自治管区ギダン半島でLNGプラントを建設・操業する事業実施主体です。J-ARCは、本件持分取得を通じて本プロジェクトの権益10%を取得し、その持分に応じて三井物産がLNGの引取を行う予定であり、日本にとって重要な資源であるLNGの安定確保に貢献するものです。

事業開発等金融

事業開発等金融とは、開発途上国等による事業および当該国の輸入に必要な資金、もしくは当該国の国際収支の均衡、もしくは通貨の安定を図るために必要な資金を供与するものです(日本企業からの投資や資機材の購入を条件としません)。

事業開発等金融による資金は、日本との貿易・投資関係の維持・拡大、日本のエネルギー・鉱物資源の安定的確保、日本企業の事業活動の促進、高い地球環境保全効果を有する案件への融資および国際金融秩序の維持等につながるプロジェクトへの融資等に用いられます。



ベトナムにおける再生可能エネルギー事業を支援



JBICは、「質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)」の一環として、ベトナム 外商銀行 (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam (Vietcombank) との間で、クレジットラインを設定しました。JBICによる融資に加え、協調融資を行う民間金融機関の融資部分の一部の保証も行います。

本クレジットラインは、地球環境保全業務 (GREEN) の一環として、ベトナムにおける再生可能エネルギー事業に必要

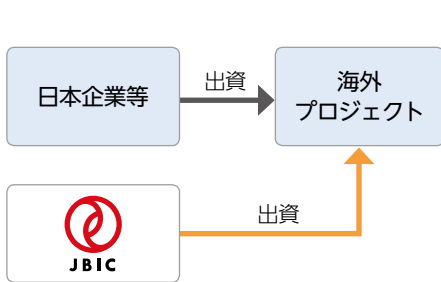
「質高インフラ環境成長ファシリティ」案件

な資金をVietcombankを通じて融資するものであり、ベトナム向けで初のGREEN案件となります。Vietcombankは、ベトナム政府が約75%を出資する大手国営商業銀行であり、ベトナムにおいて幅広く金融サービスを展開する中、再生可能エネルギー事業への支援を積極的に拡大しています。環境分野を対象とする本融資は、同行との協力関係をより一層強化するものです。

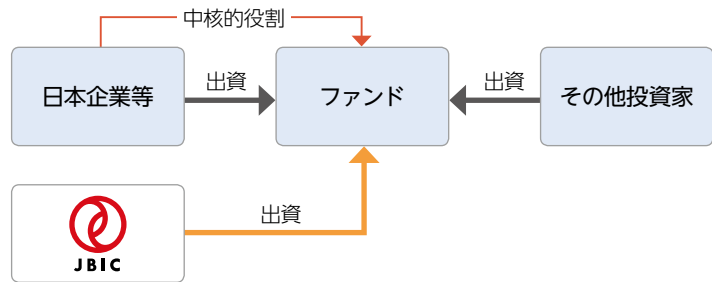
出資

海外において事業を行う日本企業の出資法人や、日本企業等が中核的役割を担うファンド等に対して出資するもので、原則として以下の形態で出資しています。

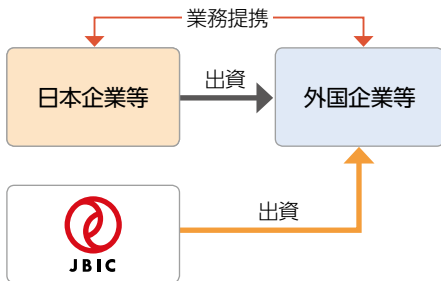
■ 日本企業等がプロジェクトに出資する場合



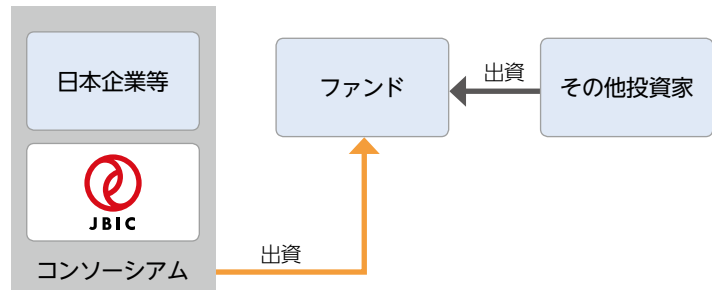
■ 日本企業等がファンドに出資する場合 (ジェネラルパートナー等となって運営方針や投資対象の決定の中核的役割を果たす場合)



■ 日本企業等が業務提携のために外国企業等に出資する場合



■ 国際的なファンドに対して日本企業等がコンソーシアムを形成して参画する場合



世界各地のベンチャーキャピタルファンドへ投資を行うファンドへの出資

「海外展開支援出資ファシリティ」案件

JBICは、シンガポール籍のVertex Master Fund (SG) II LPに関する出資契約書に調印しました。本ファンドは、米国、中国、東南アジア、インド、イスラエルなどの世界各地におけるベンチャーキャピタルファンドへの投資を目的として、シンガポールのファンドマネージャーであるVertex Venture Holdings Ltd.傘下のシンガポール法人Vertex Master Fund II (GP)

Pte. Ltd.が設立・運営するファンド・オブ・ファンズです。

本ファンドは、本ファンドから投資が行われる各ベンチャーキャピタルファンドの投資先企業と、投資家である日本企業との連携を支援するものであり、JBICによる出資は、こうした本ファンドの取り組みを通じて日本企業の国際競争力の維持および向上に貢献するものです。

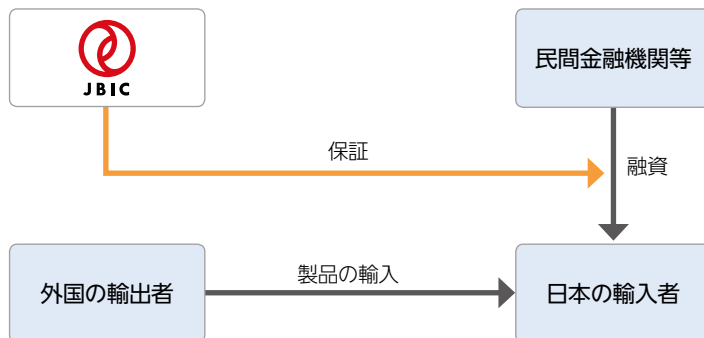
保証

JBICは、出融資に加え、民間金融機関等の融資および開発途上国政府や現地日系企業等の発行する公社債に対する保証、通貨スワップ取引への保証、他国輸出信用

機関が行う保証への再保証等、保証機能も活用した支援を行っています。

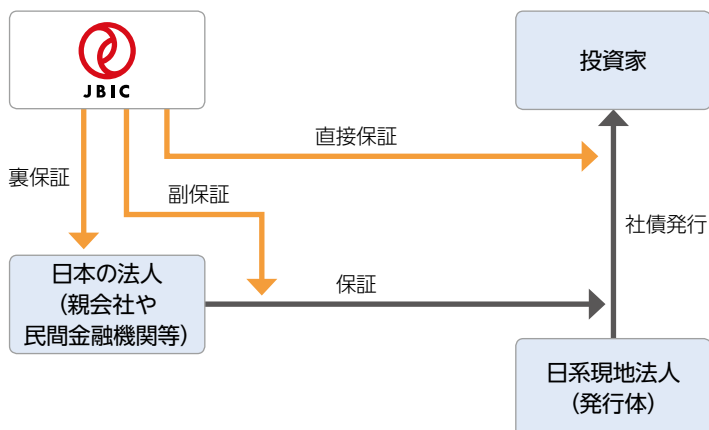
■ 製品輸入保証

航空機等、日本にとって重要な製品の輸入について、日本の法人が必要な資金を借り入れた場合に当該債務を保証します。



■ 現地日系企業が発行する社債への保証

現地日系企業が海外市場において発行する社債に対し、保証制度を活用して支援を行います。



航空機の安定的な輸入に貢献



JBICは、ANAホールディングス(株)(ANAHD)に対する民間金融機関融資の元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件は、ANAグループが運航する航空機を米国法人The Boeing Companyから輸入するために必要な資金について、ANAHDが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

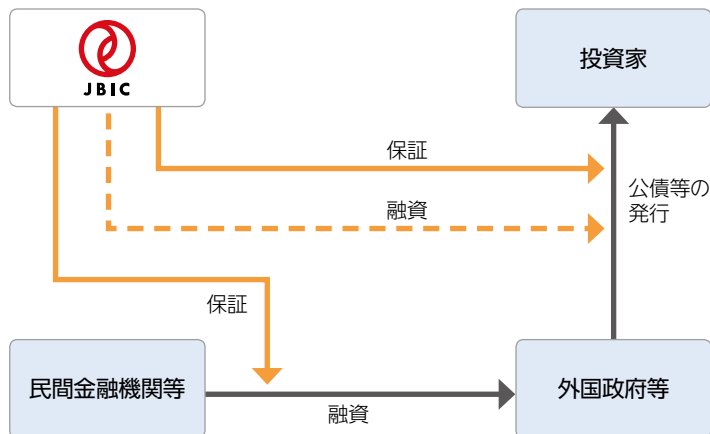
また、JBICは日本航空(株)(JAL)に対する民間金融機関融資の元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件は、JALが運航する航空機をフラ

ンス法人Airbus S.A.S.から輸入するために必要な資金について、JALが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

JBICは、日本の航空産業の国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、国民生活に不可欠な航空機の輸入を金融面から支援しています。

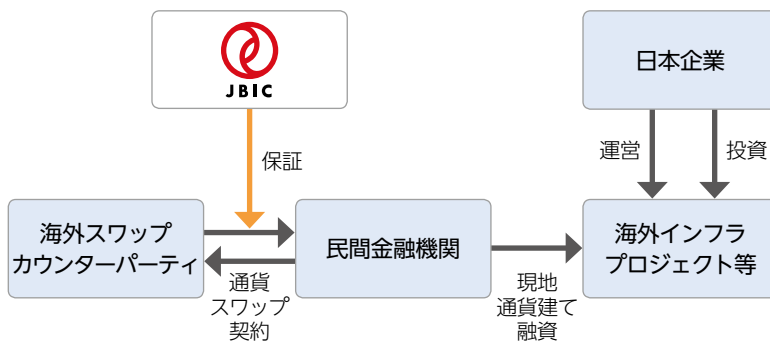
■ 協調融資保証／海外シンジケートローン保証／公債保証

開発途上国等に融資を行う場合には、外貨送金・交換リスク、カントリーリスク等が伴います。JBICがこのようなリスクを保証することにより、日本の民間金融機関の開発途上国に対する中長期融資を可能とし、開発途上国の民間資金導入および民間企業による海外ビジネスの拡大に貢献します。



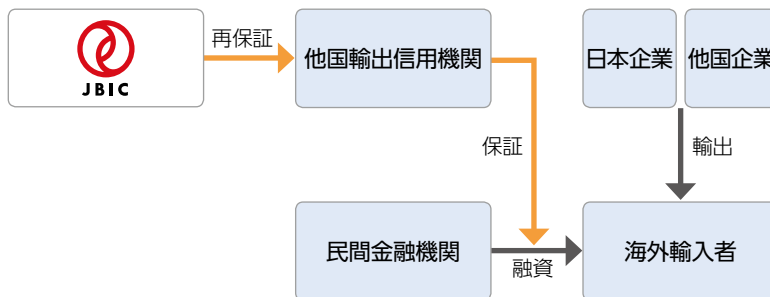
■ スワップ保証 (通貨スワップ等)

スワップ取引に対する保証を行うことにより、日本企業による海外インフラプロジェクト等に対する現地通貨建て融資等をサポートします。



■ 輸出金融における再保証

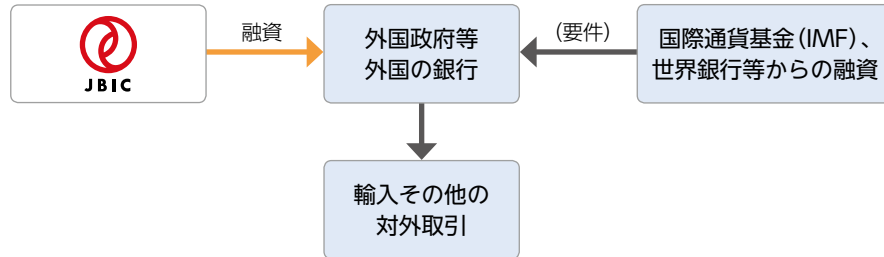
日本企業が他国の企業とともに設備等を輸出する場合、JBICが他国の輸出信用機関が行う保証等に対して再保証を行うものです。これにより、他国輸出信用機関との相互保証スキームの構築が可能となり、こうしたスキームを通じて、他国企業と協働する日本企業の輸出案件を機動的に支援します。



ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の対外取引に対し、外貨資金繰りを手当するために必要な短期資金の貸付を行うものです。

JBICは、2013年1月、ミャンマー政府に対し、ブリッジローンを供与し、同国のアジア開発銀行 (ADB) および国際開発協会 (IDA) に対する延滞債務解消に貢献しました。



貸付債権の譲受け・公社債等の取得

国際金融分野における民間金融機関による融資や、日本企業等の資本市場からの資金調達を促進するなどの観点から、輸出金融・輸入金融・投資金融および事業開発等金融の各業務を遂行する場合には、資金の貸付または債務の保証に加えて、JBICは、借入人に対する他の金

融機関の貸付債権の譲受けや、借入人が資金調達のために発行する公社債等^(注)の取得を通じて与信を行うこともできます。

(注) 公債、社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権が対象となります。

調査

個別案件の初期段階において当該個別案件に関する調査を行い、または個別案件に結びつき得る地域やセクターに絞った調査を行うことは、潜在的な優良案件を発掘する方法として有効であり、当該案件に対する日本からの資機材・サービスの輸出や日本企業の事業参画の機会拡大に結びつくことが期待されます。調査は、個別案件のマスタープラン作成、Pre-F/S、F/S (Feasibility Study) およびFEED (Front End Engineering Design) や、個別案件に結びつく地域およびセクターに

関する調査等、案件の実現に必要なあらゆる段階を対象とします。なお、調査完了後、最低年に一度は案件の進捗状況についてフォローアップの確認を行います。

調査は、以下の順で行います。

1. 調査対象の選定
2. 調査を行う業務委託先の選定
3. 調査の実施
4. 調査報告書の完成
5. フォローアップ

証券化・流動化

民間金融機関の活動を補完・奨励するため、JBICは証券化や流動化を支援する業務にも取り組んでいます。

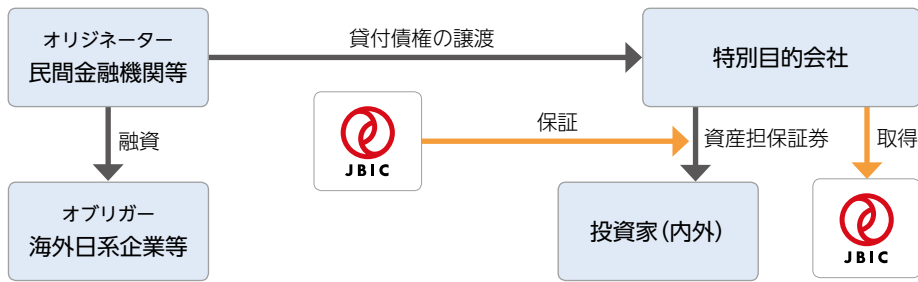
証券化の促進(保証)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として資産担保証券等を発行する場合に、当該資産担保証券の支払いを保証し、カントリーリスクやストラクチャーリスクを軽減することで債券発行を支援します。

証券化の促進(債券取得)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として発行する債券の一部を取得することを通じ、債券発行を支援します。債券取得によりオリジネーター^(注)の証券化ニーズを支援するとともに、マーケットの状況に応じて、取得した債券を市場に還流させることで、債券市場の活性化を促す効果も期待されます。

(注) オリジネーターとは、証券化対象資産の元々の保有者であり、証券化によって資金調達を行う者を指します。

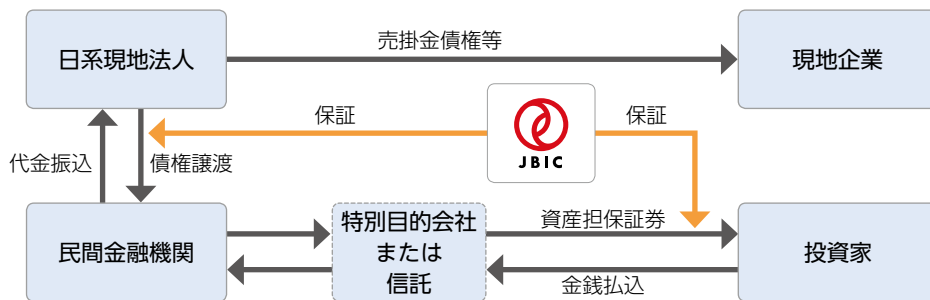


※上記では、特別目的会社を使ったスキームを紹介していますが、信託を使ったスキームや、証券化の裏づけ資産をJBICが取得・保証するスキーム等もご利用いただけます。

売掛債権の証券化・流動化支援

日系現地法人が持つ売掛金債権等の金銭債権について、保証を付けることで、銀行による買取り(流動化)を促

進みます。特別目的会社や信託会社が、日本企業の現地子会社等から譲り受けた金銭債権を担保とする債券を発行した場合における、当該債券に対する保証も可能です。



民間金融機関の投資機会を創出し、海外インフラ・プロジェクトへの民間資金動員を促進

JBICは、アジア地域においてJBICが組成・保有している電力インフラ事業向けプロジェクトファイナンス債権の一部について、流動化を実施しました。これは、対象プロジェクトの順調な進捗を受け、日本の民間金融機関等による当該プロジェクト向けファイナンスへの参加に対するニーズの高まりを受けて実施されたものです。

インフラプロジェクトや資源プロジェクトが大型化していく中、民間資金の積極活用は、国際的にも大きな課題となっています。本件は、こうした国際潮流にも呼応した取り組みとなりました。JBICは今後も、民間金融機関等の投資家層を拡充することにより、日本企業が実施する海外プロジェクトへの民間資金動員の促進にも取り組んでいきます。

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

環境への関心が高まり、世界的に環境規制強化の動きが進む中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(環境ガイドライン)に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

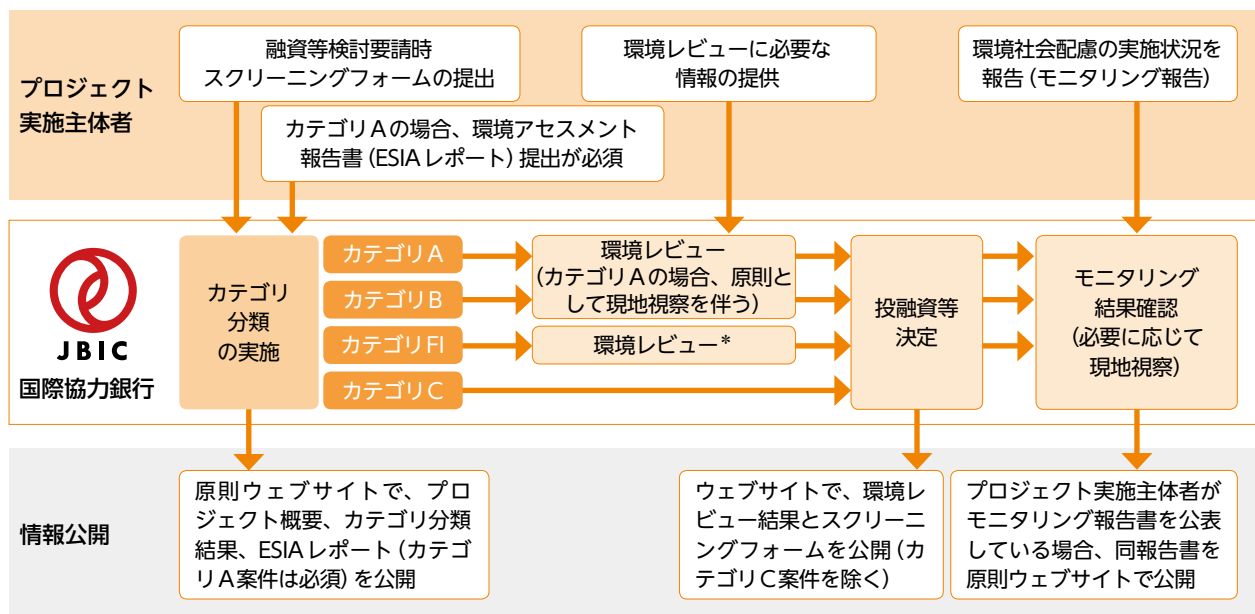
環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確

認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住民参加配慮が適切になされていることを確認することとしています。

環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



*カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

2. 近年の特徴的な支援体制

「成長投資ファシリティ」を創設

JBICは、「成長投資ファシリティ」を2020年1月30日に創設・開始しました。

本ファシリティは、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(2019年12月5日閣議決定)において創設が発表され、2018年7月に創設した「質高インフラ環境成長ファシリティ(QI-ESG)」を、発展的に改編したもので、日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援および質の高いインフラ整備支援を幅広く支援することを目的としています。

なお、2020年4月30日には、新型コロナウイルス感染

症への対応として、日本企業の海外事業を支援するため、「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。これは、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2020年4月20日閣議決定)において創設が発表されたものです。

本ファシリティは、支援対象案件等に応じて、「質高インフラ環境成長ウインドウ」と「海外展開支援ウインドウ」、「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」の3つのウインドウで構成されます。(いずれも2021年6月30日までの時限措置)

成長投資ファシリティ

		質高ウインドウ	海展ウインドウ	緊急ウインドウ
対象金融種類		輸出/投資/事業開発等/出資	輸入/投資	輸入/投資
地球環境の 保全目的に 資する案件	GREEN 案件	緊急ウインドウ以外の案件		「コロナ影響等案件」(注)
	その他 国際競争力案件	緊急ウインドウ以外の案件		
M&A 案件		緊急ウインドウ以外の案件 (地球環境保全)	緊急ウインドウ以外の案件 (地球環境保全以外)	
資源案件			緊急ウインドウ以外の案件	
その他国際競争力案件			緊急ウインドウ以外の案件	

(注) ①コロナによる影響と資金調達に因果関係があるもの(例: コロナに起因する手元流動性不安のため必要な運転資金(1年超)の調達案件、2020年4月8日以降に機関決定されたM&A案件・権益取得案件)、②コロナの感染防止に資するもの(例: コロナに関する検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売案件)、③コロナを含む感染症全般への対応強化に資するもの(例: 感染症に関する検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売案件)。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業支援について

JBICは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業を支援するため、2021年6月30日までの時限措置として、成長投資ファシリティ(新型コロナ危機対応緊急ウインドウ)の下、投資金融に関する以下の業務を実施いたします。

1. 日本企業(中堅・中小企業を含む)の先進国事業に対する貸付け・保証等

日本企業が先進国において行う事業については、従来より株式会社国際協力銀行法施行令第五条に定める分野に限り、貸付け・保証等を行うことが可能ですが、今回の措置により、先進国事業に対する投資金融の対象分野が拡充されました。

2. 国内企業を通じた海外事業に対する貸付け

M&Aや中堅・中小企業による海外事業等については、従来より日本企業に対し国内貸付けを行うことも可能ですが、今回の措置により、これら以外の国内貸付けも実施可能となりました。

これらの投資金融は、2020年7月に公布・施行された「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」および財務省告示に基づき実施するものです。

先進国向け支援の対象分野拡充について

2020年1月、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行されました。これによって、JBICの(1)先進国向け輸出に対する輸出金融および(2)先進国事業に対する投資金融につき、対象分野が拡

充されました((2)については、83ページの「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業支援について」も併せて参照ください)。

先進国向け支援の対象分野

(1)輸出金融

インフラ輸出案件

鉄道(都市間高速、都市内)、道路、空港・港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、水素、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、蓄電、高度情報通信ネットワークの整備、動植物由来の化学製品製造、廃棄物焼却・発電、スマートグリッド

その他輸出案件

船舶、人工衛星、航空機、陽子線等を用いる医療機器

(2)投資金融

鉄道(都市間高速、都市内)、道路、空港・港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、水素、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、スマートグリッド、蓄電、高度情報通信ネットワーク整備、船舶の製造・運用等、人工衛星の打上げ・運用等、航空機の整備・販売等、陽子線等を用いる医療事業、動植物由来の化学製品製造、廃棄物焼却・発電、M&A等支援

*下線部分が今般拡充された対象分野

イスタンブール駐在員事務所を開設

2020年3月19日、JBICはイスタンブールに駐在員事務所を開設しました。

トルコは、8,000万以上の人口を抱える有望な市場です。欧州、中東、ロシア、中央アジア、アフリカの結節点でもあり、各地域へ事業展開をする上での中継点としても地理的優位性があります。2000年代以降、トルコは欧州への輸出拠点としての地位を確立し、約6万社の外資系企業が進出しています。

同事務所の設置を通じ、トルコおよびその周辺国との関係強化ならびに日本企業のビジネス展開のサポートに努めます。



第7回アフリカ開発会議に参加

2019年8月28～30日、横浜にて第7回アフリカ開発会議(TICAD7)が開催されました。

アフリカ各国首脳に関心は、援助からビジネスへ変化しています。TICAD7において新たに設けられた「官民ビジネス対話」では、日本政府より、アントレプレナーシップとエンタープライズの『ダブルE』と、インベストメントとイノベーションの『ダブルI』による新たなTICADの下で、JBIC、JICA、NEXI、JOGMEC等の活用により支援を強化していくことが表明されました。

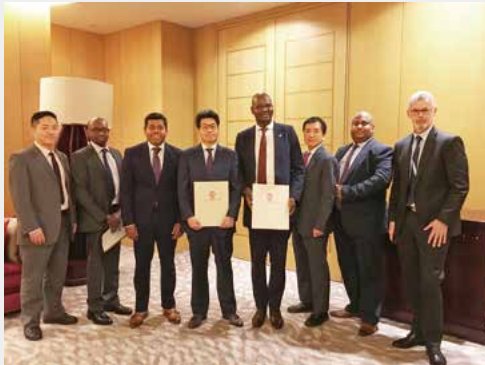
JBIC副総裁の林は、「官民ビジネス対話」において「今回のTICADを機に、(1)インパクト投資の強化、(2)パート

ナーシップの強化、(3)リスクテイクの強化の3本柱で「アフリカ貿易投資促進ファシリティ(FAITH3)」を強化していくことを強調しました。

JBICは、TICAD7の機会を捉えて合計30件の会談等を実施しました。アフリカ関係諸国や開発金融機関との関係強化を一層促進すると同時に、具体的なファイナンス供与の可能性につき意見交換を行いました。

JBICは、FAITH3の下、日本企業のアフリカ向け事業展開に対する支援を一層強化し、アフリカの社会・環境整備に貢献します。

南部アフリカ開発銀行との業務協力協定締結



JBICは、南部アフリカ開発銀行(Development Bank of Southern Africa: DBSA)との間で、日本とアフリカ諸国のビジネス促進を目的とする業務協力協定を締結しました。

本協定は、JBICとDBSAの間で、アフリカ諸国の政治・経済情勢や潜在的なプロジェクトに関する情報交換等を強化することを目的としたものです。

DBSAは、南アフリカ政府によって、南部アフリカ地域の社会経済開発を促進し、人々の生活水準を向上させるための金融支援や助言等を行うことを目的に設立された南アフリカの政府系金融機関です。近年では業務対象を全てのアフリカ諸国へと拡大し、各国政府と強固な関係を構築しています。

西アフリカ開発銀行との業務協力協定締結



JBICは、西アフリカ開発銀行(Banque Ouest Africaine de Développement: BOAD)との間で、日本と西アフリカ諸国のビジネス促進を目的とする業務協力協定を締結しました。

本協定は、JBICとBOADの間で、西アフリカ諸国の政治・経済情勢や潜在的なプロジェクトに関する情報交換等を強化し、西アフリカ地域における日本企業の事業展開を促進することを目的としています。

BOADは西アフリカ経済通貨同盟(West African Economic and Monetary Union)の加盟国^(注)によって設立された地域開発金融機関です。加盟国の持続可能な開発と、西アフリカの経済統合推進等をミッションとして、加盟国政府とも強い関係を有しており、西アフリカ地域のインフラ開発にも深く関わっています。

(注) コートジボワール、ベナン、セネガル、ニジェール、トーゴ、ブルキナファソ、マリ、ギニアビサウ

3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制

アジアを中心とする新興国の経済成長に伴い、取引先の海外進出への対応に加え、新興国市場での独自のビジネス拡大を目指す中堅・中小企業も増加しています。また、このように中堅・中小企業の目指すビジネスが多岐にわたるようになったことに伴い、中堅・中小企業の資金ニーズも多様化してきています。

JBICは、中堅・中小企業の海外事業における資金ニーズに応えるため、地方銀行や信用金庫といった日本の民間金融機関や現地の地場金融機関との連携を一層強化しています。多様化する資金ニーズに対しては、民間金融機関等との協調融資による個別融資スキームのみならず、民間金融機関等を通じたツー・ステップ・ローン(ファイナンスリース支援を含む)による機動的な対応にも取り組んでいます。また、従来の米ドル・円・ユーロ建てに加え、現地通貨建て融資にも積極的に取り組んでいます。

中堅・中小企業向け支援の施策

JBICは、これまでの海外融資のノウハウ・経験を活用しつつ、中堅・中小企業を含む日本企業の海外投資(設備投資を含む)や製品輸出、さらには特殊な技術や顧客基盤を有する外国法人のM&Aなどに必要な長期資金を、民間金融機関等との協調融資で支援しています。

日本の民間金融機関等との連携

海外進出を目指す中堅・中小企業にとって、取引行である民間金融機関等による支援は、重要な役割を担っています。JBICは、民間金融機関等のうち、中堅・中小企業と関係の深い地方銀行や信用金庫と積極的に連携し、海外進出などに関するセミナーを共同で開催するなど、地元企業の円滑な海外展開を幅広く支援しています。

なお、現在、中堅・中小企業が新興国で事業展開を行う際の必要資金を対象とした融資枠(クレジットライン)の設定のための一般協定を、各民間金融機関等との間で締結(一覧参照)しています。

新興国地場金融機関等との連携

中堅・中小企業にとって、現地の情報に精通した新興国の地場金融機関からのビジネス・サポートを確保することも重要です。

JBICは、日系現地法人の支援にとどまらず、日系現地法人に原材料や部品を供給する地元企業の育成・支援を目的として地場金融機関へのツー・ステップ・ローンの供与を図るなど、新興国の地場金融機関との関係を強化してきました。

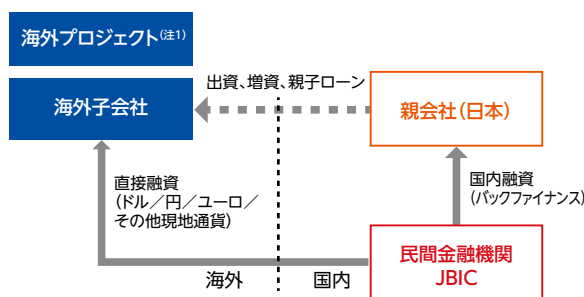
また、JBICは、中堅・中小企業の海外進出を支援する

中堅・中小企業の海外展開支援のための施策例

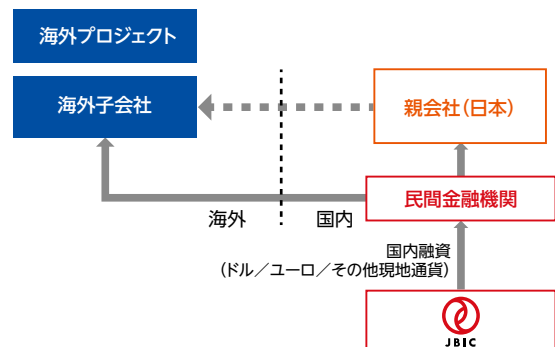
- 1 数千万円規模の少額融資による、機動的かつ柔軟な支援
- 2 米ドル・円・ユーロ建てに加え、現地通貨建て融資による、為替リスクの軽減
- 3 M&A向け融資や輸出金融、出資といった多様な金融メニューによる、多様な資金ニーズへの対応
- 4 民間金融機関等(地方銀行・信用金庫・メガバンク・地場金融機関)との連携による、全国各地の中堅・中小企業の海外展開ニーズへの対応・支援
- 5 世界17カ所の海外駐在員事務所ネットワークを活用した海外投資環境情報の提供や、現地政府とのトラブル解消サポート

中堅・中小企業支援スキーム例

① 個別融資スキーム



② ツー・ステップ・ローンスキーム(日本の金融機関経由)



(注1) 原則は開発途上国地域向けを対象。

※中堅・中小企業の定義：資本金10億円未満または従業員300名以下。大企業の連結子会社は対象外。

中堅・中小企業支援クレジットライン設定金融機関一覧

承諾年月	銀行名	承諾年月	銀行名
2015年10月	SUMITOMO MITSUI TRUST LEASING (SINGAPORE) PTE. LTD.	2019年 2月	株式会社東邦銀行
2016年 3月	PT. BUMIPUTERA-BOT FINANCE	2019年 2月	株式会社北國銀行
2017年11月	PT. SMFL Leasing Indonesia	2019年 2月	株式会社千葉銀行
2018年 2月	P.T. Bank Resona Perdania	2019年 2月	株式会社南都銀行
2018年 3月	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Singapore) Pte. Ltd.	2019年 3月	株式会社広島銀行
2018年 9月	PT. RESONA INDONESIA FINANCE	2019年 3月	株式会社愛知銀行
2018年12月	株式会社静岡銀行	2019年 5月	株式会社中国銀行
2018年12月	株式会社横浜銀行	2019年 7月	株式会社北陸銀行
2018年12月	Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	2019年11月	株式会社横浜銀行
2018年12月	株式会社埼玉りそな銀行	2020年 1月	PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia
2018年12月	株式会社常陽銀行	2020年 1月	株式会社名古屋銀行
2018年12月	株式会社八十二銀行	2020年 3月	SMFL Leasing (Thailand) Co., Ltd.
2019年 1月	株式会社西日本シティ銀行	2020年 3月	株式会社滋賀銀行

(注) 2020年3月末時点で利用可能である機関に限る。

体制構築のために、新興国の地場金融機関との間で覚書を結んでいます。この覚書の下で、新興国の地場金融機関に日系企業担当窓口(ジャパンデスク)を開設・拡充するとともに、日本の民間金融機関等を交えた具体的な協力・連携について協議する枠組みを構築しています。

現地通貨建て融資による支援

JBICは、タイ・バーク、インドネシア・ルピア、中国・人民元などの現地通貨建てでの融資も行っています。特に、進出先国において内需型のビジネスを展開する中堅・中小企業にとって、現地通貨建てでの安定した資金調達は、事業戦略上も重要な課題となります。JBICは、長期・固定金利の現地通貨建て融資を用意し、民間金融機関等と協調融資する形で取引先である日系現地法人に提供しています。民間金融機関等が現地通貨建て融資を提供することが難しい場合には、現地通貨建ての資金ニーズの部分をJBICが融資し、民間金融機関等は国内親会社経由の円建て融資で対応するような協調融資の形態もあります。

なお、中国では、日本から進出した中堅・中小企業による増設資金等の人民元建て長期資金調達ニーズが継続的に見込まれていますが、中国国外からの資金調達枠には制約(投注差方式等)があります。JBICは、こうした制約の中においても機動的に対応できるよう、中国国内に

支店を持つ地方銀行との間で、人民元建てツー・ステップ・ローン融資枠の設定のための一般協定を締結しています。

情報提供・セミナー等

JBICでは、中堅・中小企業の海外事業展開に対するコンサルティングを行うとともに、取引先企業に対して、中国、インド、ASEANの10カ国、北米、中南米、中東等について専門家による法務・会計・税務にまつわる外資規制、雇用・労働問題、契約締結関連、会社設立などのアドバイザリー・サービスを行っています。

また、民間金融機関等や地方自治体、商工会議所等とも連携し、海外進出に関するセミナーや相談会の開催等を行うとともに、日本企業の主要な進出先各国の投資環境について、現地調査を踏まえてガイドブックとして取りまとめ、冊子やウェブサイトを通じて広く提供しています。

2019年度は、ベトナム、インド、インドネシア、タイの投資環境についてガイドブックをまとめました。

JBICでは、地元企業の海外進出を支援する地方自治体や商工会議所等との連携により、「移動相談室」を各地で開催しています。移動相談室については、仙台、太田、東京、名古屋で定期的に開催しており、海外投資環境や資金調達方法等に関するご相談に応じています。